

議長	<p>それでは、議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】 説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、整理番号3-1について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
9番	<p>整理番号3-1について、5月23日に野口栄一推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字落合字宮下地内にある、田409㎡です。</p> <p>譲受人は、大字落合で農業経営をしており、農業経営拡大のために申請地を譲り受けるとのことです。</p> <p>譲受人の自作農地面積は12,774㎡です。</p> <p>また、譲受人から、申請地に作付計画書が提出されており、申請地取得後も耕作されると考えられます。</p> <p>譲受人の農作業への従事状況は、常時従事していることから、申請地取得後も農作業に従事すると考えられます。</p> <p>また、通作については自宅から車で10分ほどとのこと。</p> <p>以上のことから、現地調査した結果では、特段問題ないと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況につきましては、大久保博司委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は、大字落合にて農業経営を行っており、農業経営の拡大をたく申請するものでございます。</p> <p>譲受人は、露地野菜や水稻を中心に作付けしております。</p> <p>自作農地12,774㎡については、適性に管理されております。</p> <p>また、通作に関してですが、車で10分程度ですので、容易にできると考えます。</p> <p>こうしたことから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。</p>

申請年月日は、令和元年5月7日、同日農業委員会受付となっています。次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター2台、コンバイン1台、冷蔵庫3台、耕うん機6台、軽自動車1台を所有しており、その他の必要な農機具を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の30aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただきました野口栄一推進委員、何かございますか。

推7番

状況については大久保博司委員の説明のとおりです。申請地は既存の農地と隣接しており、農地取得によって利便性が高まると思いますので、特段問題ないと思われま。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった、議案第1号 農地法第3条の整理番号3-1の許可案件について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号 農地法第3条の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議長	<p>【議案書読み上げ】 説明は以上です。</p> <p>それでは、案件ごとに審議を行います。 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。 地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の中里元委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
6番	<p>整理番号5-1について、5月25日に石田常夫推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は飯能市大字永田字久保地内にございます。 農地の現況ですが、何も栽培されておらず、多少草が生えておりました。 譲受人である当該幼稚園では現在園児数が240名おり、園の行事を行うには現在の敷地では手狭であるため、隣接する農地所有の方に協力を呼び掛けたところ、譲っていただけることになったとのこと。 周辺農地の影響は特段ないものと考えます。 説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、中里元委員の説明のとおりです。 申請人は、市内の学校教育法人です。 申請地に隣接した現在の運動場が運動用具の配置やリレー等の園児に関する事業運営を行っていくうえで手狭な状態であることから、申請地を譲り受け、運動場を拡張したく申請をされたものです。 申請年月日は、令和元年5月7日、同日農業委員会受付となっております。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。 農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。 次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。 1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等に対し、自己資金にて対応することで関係書類等の確認をしております。 2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりま</p>

せん。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はありません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただきました石田常夫推進委員何かございますか。

推1番

中里元委員の説明のとおりです。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について地区担当委員の中里元委員より現地調査をお願いいたします。

6番

整理番号5-2について、5月25日に石田常夫推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は飯能市大字永田字峰ヶ谷戸地内にあります。

農地の状況は、何も栽培されておらず、更地となっております。

当地には幼稚園とケアハウスが併設されており、現在借用している駐車場は借り入れ当初から満車状態にあり、そのうち特に園児を迎えに来る保護車

用の駐車スペースが足りなくなっていたところ、隣接地が借りられることになったことから、申請に至ったということです。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、中里元委員の説明のとおりです。

申請人は、市内の学校教育法人です。

申請者が利用している申請地に隣接した駐車場が、従業員用スペースおよび施設利用者用スペースともに不足している状態にあります。こうした課題を解消すべく、申請地を利用して駐車場を拡張したく申請をされたものです。

申請年月日は、令和元年5月7日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地造成費等に対し、自己資金にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただきました石田常夫推進委員何かございますか。

推1番

中里元委員の説明のとおりです。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明書について審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。なお、詳細については担当から説明いたします。

事務局

それでは、議案第3号 相続税納税猶予に関する適格者証明書についての申請番号1番について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

租税特別措置法第70条の6により、農業を営んでいた被相続人又は特定貸付けを行っていた被相続人から一定の相続人が一定の農地等を相続や遺贈によって取得し、農業を営む場合又は特定貸付けを行う場合には、一定の要件の下にその取得した農地等の価額のうち農業投資価格による価額を超える部分に対応する相続税額は、その取得した農地等について相続人が農業の継続又は特定貸付けを行っている場合に限り、その納税が猶予されます。

この場合における農地等とは、農地法第32条第1項の遊休農地に該当しない農地、かつ市街化区域においては都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地、又は都市計画法第7条第1項に掲げる市街化区域以外の農地に該当するものを指します。

申請地は相続人の住宅から車で5分ほどの距離にあり、計7,501㎡の農地法第32条第1項の遊休農地に該当しない市街化調整区域内にある農

地です。

現状については、お茶やジャガイモおよびレタス等の露地野菜が作付けされるとともに耕うんがされており、良好に管理されていました。

以上のことから、本件は相続税納税猶予に関する適格者証明書を交付することで問題ないと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

本案件について、担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいております。山下富司委員に調査報告をお願いします。

10番

5月22日、綿貫幸進委員と柳戸光重推進委員、都築敏夫推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、飯能市大字双柳字水窪および上ノ台地内にある畑9筆7,501㎡で、現況はレタス、ジャガイモ、茶等が栽培されておりました。

相続人は、大字双柳で農業経営をしている方です。

相続人の農作業への従事状況は、常時従事していることから、申請地取得後も農作業に従事すると考えられます。

また、通作については自宅から車で5分とのことでした。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、相続人の相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付については、適当であると考えます。

現地調査の報告を終わります。

議長

同行して調査していただきました、綿貫幸進委員、何かございますか。

7番

山下富司委員の報告のとおりです。本人もやる気があると聞いているので、問題ないかと思われれます。以上です。

議長

同行して調査していただきました、柳戸光重推進委員、何かございますか。

推8番

山下富司委員、綿貫幸進委員の報告のとおりで、申請者は農協の直売所で一緒であり、一生懸命行っておりますので、特に問題ないかと思います。以上です。

議長

同行して調査していただきました、都築敏夫推進委員何かございますか。

推6番

私も現地を見させていただきましたが、お茶、ジャガイモ等を栽培しており、また、栽培していないところも耕うんされていたので、問題ないと思います。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【特になし】

議長

無いようでしたら、適格者証明書を交付することに賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については適格者証明書を交付することといたします。

続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画（案）について審議を行います。事務局の説明をお願いします。

事務局長

議案第4号 農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局

説明いたします。

第1番の方は、平成29年3月に「明日の農業担い手育成塾」を卒業し、同年4月から飯能市に新規就農した方です。

経営作物としては、主にエダマメ、ブロッコリーの他の露地野菜でございます。

販売方法として、主にスーパーでの販売を行っております。

続いて、第2番の方についてです。

山梨県立農業大学校を卒業後、同県のハーブ園にて農業経営を学び、現在、化学肥料は一切使わない有機栽培を行っております。

経営作物としては、主にラベンダー、レモングラス、ミント、エキナセア等のハーブです。

販売方法としては、ハーブ茶として、知り合いを通じて仲間へ卸していたり、インターネット販売をしております。

続いて、第3番の方についてです。

本年1月の総会時に紹介をさせていただいた方で、現在、所沢市で有機栽培による野菜のセット販売を行っており、今回新たに飯能市で就農する方です。

経営作物としては、にんじん、大根、きゅうり、ナス等の様々な品種の野菜です。

販売方法としては、野菜のセット販売として、少量多品目の定期宅配、定期発送をしております。

現在、所沢市在住ですが、今後自宅を売却し、飯能市営の団地に移住予定と聞いております。

続いて、第4番の方についてです。

大河原工業団地内に工場を構える企業で、既に大字上畑地内にて農業経営を行っております。

建設資材のリース業を行っているため、農業用ハウスの資材にも活用でき、初期投資も抑えられるため、施設園芸として、高床式砂栽培農法により栽培を行っております。

なお、今回の利用権は、第1番の方のみ更新で、他の方々は全て新規です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

また、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不許可に該当するものではありません。

説明は以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。

2番

第3番の方は、所沢市に住んでいるとのことですが、通いで行うのですか。

事務局

現在は所沢市に住んでおり、当面は通いとなりますが、早ければ7月には飯能市に転入できる見込みです。

議長

その他何かございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、承認することといたします。

続きまして、報告第1号農地法第5条の規定による届出について、ご確認

議長	<p>していただき、質問等あればお願いいたします。</p> <p><b>【なしの声あり】</b></p> <p>次に、その他に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p><b>【付議案件4「その他」に記載】</b></p>
議長	<p>以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。</p>
事務局	<p>閉会を関谷英男会長職務代理から申し上げます。</p>
会長職務代理	<p>以上をもちまして、令和元年5月飯能市農業委員会総会を閉会します。</p>